

京都市告示第 4 3 3 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館の臨時開館について、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する区分及び日時

| 開館区分 | 開館日 | 開館時間 |
|---------------------|--|------------------------------|
| 第 3 展示場及び その付随施設 | 平成 2 9 年 1 月 3 日 (火) | 午前 7 時から 午後 1 0 時まで |
| 常設展示場 | 平成 2 9 年 1 月 3 日 (火) | 午前 9 時から 午後 5 時まで |
| 駐車場 | 平成 2 8 年 1 2 月 2 9 日 (木) から 平成 2 9 年 1 月 3 日 (火) まで | 午前 7 時から 午後 1 0 時 3 0 分まで |

(産業観光局産業戦略部産業総務課)